



今月は、介護保険料の仮徴収と本徴収について紹介します。

◆ 仮徴収と本徴収

大崎町では、65歳以上の方の介護保険料は、年額（大崎町では、基本額 54,000 円）を 6 回に分けて納めていただいております。

納期（納めていただく時期）は 4 月・6 月・8 月を仮徴収期間、10 月・12 月・2 月を本徴収期間として納期を設けています。

Q：どうして、仮徴収と本徴収で納めないといけないのですか？

A：介護保険料は前年中の所得をもとに決定される市町村民税の課税状況を基にして決定されますが、当該年度の市町村民税の課税状況は、前年中の所得が確定する 6 月頃でなければ、わかりません。

以上のようなことから、仮徴収期間においては、その年度に納めていただく介護保険料が決まらないため、前年度の本徴収期間に納めていた額を、仮の保険料として設定しています。これは、年間の保険料が確定した後に徴収することになれば、1 期あたりの負担が重くなってしまうため、年額保険料が決まる前の、4 月・6 月・8 月徴収分については、前年度の 2 月に徴収した金額と同程度の額で納めていただくことになっております。これが仮徴収です。

また、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料（9 月確定）から 4 月・6 月・8 月の仮徴収合計額を差し引いた額を、10 月・12 月・2 月の 3 回に分けて納めていただくこととなります。これを本徴収といいます。

仮徴収？
本徴収？



前年度			当年度						
10月	12月	2月	4月	6月	8月	9月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収期間 (前年度 2 月に徴収した金額 同程度の額をそれぞれ徴収)			年間 保険料 確定	本徴収期間 (「年間保険料－仮徴収合計 額」を 3 回に分けて徴収)		

<問い合わせ先> 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111 (内線 131)